

福岡県公報

平成二十九年三月十七日
第三千八百七十六号
増刊
②

目次

告示 (第百九十九号)

○福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

企業局

○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

(企業局管理課) …………… 一

教育委員会

○福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) …………… 二七

○福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

規則 (教育庁教職員課) …………… 二七

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課)

人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) …………… 二九

告示

福岡県告示第百九十九号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程 (平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八

号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表に次のように加える。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第十五条に規定する資金

十二年以内
(三年以内)

様式第一号中

「8 会社その他の団体にあつては、役員名簿(別紙7)を添付すること。」を

「8 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調

達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書

の写しを添付すること。

9 会社その他の団体にあつては、役員名簿(別紙7)を添付すること。」

改める。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

福岡県企業管理者 江口 勝

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように

改正する。

別表第一及び別表第二を次のとおり改める。

別表第1
電気事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	財務収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
	事業外収益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		消費税還付金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資償還金			
		投資有価証券償還金		
		その他の投資償還金		
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
電気事業費				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。

退職給付費	
法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
厚生福利費	
賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
水利使用料	
補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
委託費	
損害保険料	自家保険引当額を含む。
交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
諸税	
減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
固定資産除却損	
固定資産除却費用	
一般管理費	水力発電費の節に準ずる。
給料手当	
退職給付費	
法定福利費	
厚生福利費	
賃金	
消耗品費	
修繕費	
賃借料	
諸費	
諸税	

		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
財務費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
事業外費用			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	消費税		消費税及び地方消費税をいう。
	雑損失		
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
特別損失			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		設備費		
			取替増設費	
企業債償還金				
		償還元金		
			元金	
他会計借入金償還金				
		償還元金		
			元金	
出資金				
他会計貸付金				
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
国庫補助金返納金				
投資				
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
予備費				

工業用水道事業予算科目表

1 収益

(1) 収益の収入

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
営業外収益				
		受取利息		
			預金利息	

			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		消費税還付金		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	負担金			
	受託金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)

		修繕費	建物、構築物、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
		薬品費	
		分担金	
		負担金	
		交付金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	一般管理費		業務費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		消耗品費	
		修繕費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	消費税及び地方消費税をいう。
		雑支出	
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
	予備費		

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		大牟田工業用水道建設費		
			貯水工事費	
			建設利息	
		設備費		
			取替増設費	
			施設購入費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金			
	他会計貸付金			
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用地造成事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	工業用地造成事業収入			
		未成土地売却代金		
		未成土地収入		
			土地貸付料	
			受取利息	
			受託工事収入	
			その他の未成土地収入	

企業債			
他会計借入金			
		一般会計	
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
他会計貸付金元金収入			
投資			
	投資有価証券売却		
雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
造成事業費				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	維持管理費の節に準ずる。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	
		その他の営業費用		
	営業外費用			

	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	雑支出		
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	その他の営業外費用		
特別損失			
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	造成事業費			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		
		建設利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		総係費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。

		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
企業債償還金			
	償還元金		
		元金	
他会計借入金償還金			
	償還元金		
		元金	
出資金			
他会計貸付金			
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
投資			
	投資有価証券購入		
	その他の投資		
予備費			

別表第2
電気事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
電気事業費用				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
			水利使用料	

		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
		委託費	
		損害保険料	自家保険引当額を含む。
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
		分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
	一般管理費		水力発電費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	
		修繕費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	
		雑損失	
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
	特別損失		
		固定資産売却損	
		減損損失	

	災害による損失		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				「水力発電設備」から「業務設備」までの各科目には電気事業の用に供する固定資産で現にか動しているもの並びに現にか動していなくとも電気事業の円滑な運営を図るために必要な準備の限度内であって「休止設備」及び「貸付設備」に属さないものを整理する。
	有形固定資産	水力発電設備		発電所別に整理する。ただし、1発電所に所属しないものは単独に項別に整理する。
			土地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)、周旋料、消耗品費等諸係費をいう。
			建物	建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び付属設備工事費を含む。)、材料代、買収代(買収建物を使用するために要した修繕費、模様替改造等の諸係費を含む。)、人夫費、消耗品費、整地費(土地に整理されるものを除く。)、周旋料等をいう。
			水路	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費等その他諸係費を含む。
			貯水池(又は調整池)	「水路」に整理されるものを除く。
			機械装置	運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			諸装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものをいう。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			備品	耐用年数が1年以上であって取得価格又は製作価格が10万円以上のものをいう。
			共有設備	
			リース資産	有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			減価償却累計額	
		業務設備		水力発電設備の同目及び節に準ずる。
			土地	
			建物	
			諸装置	

			備品	
			リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			減価償却累計額	
		事業外固定資産		電気事業又は附帯事業の用に供さないことが確定した設備をいう。
			(何)	
			減価償却累計額	
		建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
			(何)	
	無形固定資産			
		電話加入権		
		電信電話専用施設利用権		
	投資			
		投資有価証券		
		他会計貸付金		
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
		その他の投資		
流動資産				
		現金預金		
			現金	
			預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金は別に整理する。
		営業未収入金		
			電力料未収入金	
			営業雑収益未収入金	
		諸未収入金		「営業未収入金」以外の未収入金をいう。
			未収入消費税還付金	
			雑口	
		貯蔵品		物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ単価を附して整理する。
			一般貯蔵品	
			油脂類特殊品	
		前払金		
			工事代	
			物品代	
			前払消費税	
			雑口	
		前払費用		1年以内に費用となるものをいう。
			水利使用料	
			賃借料	
			損害保険料	
			支払利息	
			前渡金及び概算金	
			雑口	
		仮払消費税		
		その他の流動資産		流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証金、契約保証金等(短期間のもの)
			仮払金	

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
流動負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	預り金			
	仮受消費税			
	その他の流動負債			
		仮受金		
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		その他の資本剰余金		贈与を受けた財産の評価額、寄附金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		中小水力発電開発改良積立金		
		利益積立金		
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用水道事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			当年度の計上収益から除外すべき収益をいう。
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時使用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、燃料費、潤滑油脂費、図書費、被服費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。

	補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
	賃借料	
	委託費	
	損害保険料	
	動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
	薬品費	沈でん及び滅菌に用する薬品費を整理する。
	分担金	
	負担金	
	交付金	
	諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、手数料、諸手数料等に区分整理する。
	諸税	
一般管理費		業務費の節に準ずる。
	給料手当	
	退職給付費	
	法定福利費	
	厚生福利費	
	消耗品費	
	修繕費	
	賃借料	
	諸費	
	諸税	
	委託費	
	損害保険料	
	研究養成費	
減価償却費		
	有形固定資産減価償却費	
	無形固定資産減価償却費	
資産減耗費		
	固定資産除却費	有形固定資産の除却費、廃棄損、撤去費等をいう。
	たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質、滅失、除却費等をいう。
営業外費用		
	支払利息	
	企業債利息	
	他会計借入金利息	
	一時借入金利息	
	固定資産売却損	
	過年度損益修正損	
	消費税	
	雑支出	
	不用品売却原価	
	その他の雑支出	
特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
	固定資産売却損	
	減損損失	
	災害による損失	
	過年度損益修正損	
	その他の特別損失	
予備費		

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	有形固定資産			
		土地		用途別に記載した土地の取得に要した費用。例えば買取費、整地費、建物又は構築物に直接関係あるものを除く。)、測量費、手数料を整理する。
			事務所用土地	事務所のために用いる土地
			施設用土地	施設のために用いる土地(施設に所属する事務所、倉庫、公舎等の土地を含む。)
			公舎宿舎用土地	公舎、宿舎のために用いる土地
			その他土地	
		建物		構造別にし、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の付属設備を含み、建物取得に要した買取費、工事費、整地費、手数料等に区分する。
			事務所用建物	本庁舎、営業所等もつばら事務所の用に供される建物
			施設用建物	施設の用に供されている建物
			公舎宿舎用建物	公舎、宿舎の用に供されている建物
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
			事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累計額	
			公舎宿舎用建物減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	
		構築物		土地に定着する土木施設工作物等をいう。
			取水設備	
			貯水設備	
			導水設備	
			浄水設備	
			送水設備	
			配水設備	
			その他構築物	
		構築物減価償却累計額		
			取水設備減価償却累計額	
			貯水設備減価償却累計額	
			導水設備減価償却累計額	
			浄水設備減価償却累計額	
			送水設備減価償却累計額	
			配水設備減価償却累計額	
			その他構築物減価償却累計額	
		機械及び装置		
			電気設備	電動機、変圧器、配電器、受電設備をいう。
			内燃設備	自家発電のための内燃設備をいう。

		ポンプ設備	ポンプに直結し、分離しがたい電動機等を含む。
		量水器	直接需要者の用に供する量水用計器をいう。
		その他機器装置	
	機械及び装置減価償却累計額		
		電気設備減価償却累計額	
		内燃設備減価償却累計額	
		ポンプ設備減価償却累計額	
		量水器減価償却累計額	
		その他機器装置減価償却累計額	
	車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具をいう。ただし一品の取得価格が10万円未満で、かつ耐用年数が1年未満のものは除く。
	車両運搬具減価償却累計額		
	工具機器及び備品		機械及び装置の付属設備に含まれない工具及び備品で、一組又は一品目の取得価格が10万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のものをいう。
	工具機器及び備品減価償却累計額		
	共有設備		
	共有設備減価償却累計額		
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		
	建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
	その他の有形固定資産		
	その他の有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産		
		水利権	河川法第23条に規定する権利をいう。
		地上権	民法第269条に規定する権利をいう。
		施設利用権	電気事業者又はガス事業者にたいして、これらの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用する権利をいう。
		ダム使用权	
		電話加入権	
	投資		
		投資有価証券	
		他会計貸付金	
		電気事業会計	
		工業用地造成事業会計	
		その他の投資	
	流動資産		
		現金預金	
		現金	

	預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
営業未収入金		
	給水収益未収入金	水道料金の未収入金をいう。
	営業雑収益未収入金	
営業外未収入金		
	未収利息	
	未収消費税還付金	
	雑未収入金	
貯蔵品		
	材料	
	不用品	
	薬品	
	消耗工具器具及び備品	一組又は一品目の取得価格が、10万円未満で、かつ耐用年数1年未満の貯蔵中のものをいう。
	事務用品	貯蔵中の文具、用紙等の事務用品をいう。
	雑口	上記以外のものをいう。
前払金		
	工事代	
	物品代	
	前払消費税	
	雑口	
前払費用		1年以内に費用となるものをいう。
	未経過水利使用料	
	未経過賃借料	
	未経過支払利息	
	前渡金及び概算金	
短期貸付金		契約期間1年未満のものをいう。ただし職員に対する貸付は除く。
仮払消費税		
その他の流動資産		流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札補償、契約補償のため預かった有価証券を含む。この科目に整理されたものの金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		

	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		
		その他の固定負債		
流動負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払いの終わらないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	前受金			他から前受した額をいう。
	その他預り金			他から預かった金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のものをいう。
	仮受消費税			
	その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		工事負担金		
		受贈財産評価額		
		受託金		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。

利益剰余金			
	減債積立金		
	建設改良積立金		
	(何)積立金		目的別に科目を設ける。
	当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
		繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
		当年度純利益(又は純損失)	

工業用地造成事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
造成事業費用				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。

		厚生福利費	
		貸金	
		消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
		修繕費	維持管理費の節に準ずる。
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費
			低価法による評価損
		その他の営業費用	
	営業外費用		
		支払利息	
			企業債利息
			他会計借入金利息
			一時借入金利息
		雑支出	
			不用品売却原価
			その他の雑支出
		その他の営業外費用	
	特別損失		
		減損損失	
		災害による損失	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
	予備費		

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	無形固定資産			
		電話加入権		
		その他の無形固定資産		上記以外の無形固定資産をいい、種類ごとに資産を示す科目をもって記載する。ただし、種類ごとに科目をもって記載することが適当でないものについては、節において区分する。
	投資			
		投資有価証券		
		他会計貸付金		
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
		その他の投資		上記以外の投資をいう。
造成土地				
	完成土地			
		完成土地(何地区土地)		

未成土地(何地区土地)	補償費		
	土地費		
		買収費	
		補償費	
	造成費		
	附帯費		
	調査費		
	仮設費		土地、建物、備品、動力設備(動力費を含む。)、運搬設備、機械装置、諸設備、売却収入(貸方)等に区分する。
	建設利息		建設資金に充てるため他から借入れた資金の利息をいう。
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	総係費		
		給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
		退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
		法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	什器用具費、事務用品費、図書費、被服費、燃料費、光熱水費、雑用品費等に区分し整理する。
		修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給資材、修繕のため支出した賃金、補償費、消耗品費の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
	諸税		
	研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。	
	未成土地収入(貸方)		
流動資産			
	現金預金		
		現金	
		預金	
		契約期間一箇年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。	
	営業未収入金		

	造成土地未収入金		造成土地売却代金の未収入金をいう。
	受託工事未収入金		受託工事に係る未収入金をいう。
	営業雑未収入金		
営業外未収入金			本来の営業活動によらない未収入金をいう。
	未収利息		
	雑未収入金		不用物品売却代金等上記以外の未収入金をいう。
前払金			
	工事代		
	物品代		
	その他の前払金		
前払費用			一年以内の費用となるものをいう。
	前渡金及び概算金		
短期貸付金			契約期間一箇年未満のものをいう。ただし、職員に対する貸付金は除く。
その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証、契約保証のため預かった有価証券を含む。この科目に整理された金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金を除く。
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		(何)引当金		引当金の性格を示す科目を付す。
	長期前受金			1 年以内に債務が履行されるものを除く。
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるものうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		
		その他の固定負債		
流動負債				
	短期借入金			契約期間一箇年未満の借入金をいう。借入先別に整理する。
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金。

未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払の終わらないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
	請負代		
	物品代		
	雑未払金		
未払費用			
	未払工事費		
	未払給料手当		
	未払利息		
	雑未払費用		
引当金			
	賞与引当金		
	法定福利費引当金		
前受金			他から前受した額をいう。
預り金			他から預った金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内のものをいう。
その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		受贈財産評価額		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		利益積立金		
		土地造成積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「評価者」の下に「及び最終確定者」を加える。

第六条（見出しを含む。）中「及び評価者」を、「評価者及び最終確定者」に改め、同条の表を次のように改める。

対象者	校長	評価者（二次） 教育長又は教育長が指定する者	評価者（二次） 教育長又は教育長が指定する者	最終確定者 教育長
副校長 教頭	副校長又は教頭	教育長又は教育長が指定する者	教育長	教育長
主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養 教諭 助教諭 養護助 教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	副校長又は教頭	校長	校長	校長

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「開示」を「面談」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（面談の申出）

第十条 前条の規定により開示を受けた職員は、開示された評価結果の説明を希望するときは、教育長が別に定める方法により、当該内容について面談の申出をすることが

できる。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「評価者」の下に「及び最終確定者」を加える。

第六条（見出しを含む。）中「及び評価者」を、「評価者及び最終確定者」に改め、同条の表を次のように改める。

対象者	校長	評価者（二次） 市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）又は市町村教育長が指定する者	評価者（二次） 市町村教育長又は市町村教育長が指定する者	最終確定者 市町村教育長
副校長 教頭 事務職員（主幹に限る。）	副校長又は教頭	市町村教育長又は市町村教育長が指定する者	市町村教育長	市町村教育長
主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養 教諭 助教諭 養護助 教諭 講師 事務職員 （主幹を除く。） 学 校栄養職員	副校長又は教頭	校長	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定する者

第八条第一項中「校長」を「市町村教育長から最終確定者として指定された者」に改め、同条第二項中「校長、副校長及び教頭に係る業績評価の結果並びに前項により提出された業績評価」を、「業績評価」に改め、同条第三項中「（地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の教育委員会(以下「指定都市教育委員会」という。)を除く。)を削る。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条中「開示」を「面談」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(面談の申出)

第十条 前条の規定により開示を受けた職員は、開示された評価結果の説明を希望するときは、市町村教育長が別に定める方法により、当該内容について面談の申出をすることができ。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年三月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 免許法施行規則第十八条の五の規定に基づき、免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表に定めるところによる。

一 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法別表第八の第三欄に定める最低修得単位数
最低修得単位数	最低修得単位数
在職年数	在職年数
在職年数があるときの当該在職年数	在職年数があるときの当該在職年数
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目

小学校教諭普通免許状	一	保育内容の指導法
		三

二 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数	最低修得単位数	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
幼稚園教諭普通免許状	一	七	各教科の指導法	道徳の指導法	一
中学校教諭普通免許状	二	五	七	一	二

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)のうち、次に定めるところにより修得するものとする。

イ 各教科の指導法の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法を修得するときは、三以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

ロ 各教科の指導法の最低修得単位数が五の場合にあつては、三以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、三の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年三月十七日

人事委員会

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

有することを必要とする学校の免許状	免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数		最低修得単位数		有することを必要とする学校の免許状
	一	二	一	二	
中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	一	二	各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	有することを必要とする学校の免許状
	一	二	各教科の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
		各教科の指導法		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	有することを必要とする学校の免許状
		各教科の指導法		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	有することを必要とする学校の免許状
		各教科の指導法		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	有することを必要とする学校の免許状

四 高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する在職年数があるときの当該在職年数		最低修得単位数		有することを必要とする学校の免許状
	一	二	一	二	
小学校教諭普通免許状	一	二	七	二	有することを必要とする学校の免許状
	一	二	七	二	
高等学校教諭普通免許状	一	二	五	二	有することを必要とする学校の免許状
	一	二	五	二	

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

水産	主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
獣医師	獣医師の業務に従事することを職務とする職

を

水産	主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
----	---

に改める。

別表第四中「診療放射線技師の職」を「獣医師の職、診療放射線技師の職」に改める

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。